

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（基礎的電気通信役務の範囲）</p> <p>第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。</p> <p>一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるものの</p> <p>イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの</p>	<p>（基礎的電気通信役務の範囲）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号、第二十七條の二第二号イ並びに第二十七條の五第一項第三号及び第十一号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>イ （略）</p>

(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。)に限る。以下同じ。)のみを用いて提供される電気通信  
業務 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送  
路設備に対応する部分に係るもの(当該電気通信業務がその他の電  
気通信業務と併せて一の種類の電気通信業務として提供されている  
場合であつて、当該一の種類の電気通信業務に係る固定端末系伝送  
路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定  
端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通  
信業務に係るものを含み、それ以外のときは、その種類の電気通信  
業務に係るものを除く。以下「光電話業務」という。)であつて、  
次のいずれかに掲げるもの

(1) 基本料金(利用者が電気通信業務の利用の程度にかかわらず  
支払を要する一月当たりの料金(付加的な機能に係るものその  
他これに類するものを除く。)をいう。イにおいて同じ。)の  
額(当該光電話業務の契約において、当該光電話業務以外の役  
務の契約(以下「他の役務契約」という。)が必要とされる場  
合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うことと  
なる基本料金を合算した額とする。)が次のいずれかで提供さ  
れるもの

(2)・(3) (略)

ロ (略)

## 第二十二條の二の二 削除

(1) 基本料金(利用者が電気通信業務の利用の程度にかかわらず  
支払を要する一月当たりの料金(付加的な機能に係るものその  
他これに類するものを除く。)をいう。以下同じ。)の額(当  
該光電話業務の契約において、当該光電話業務以外の役務の契  
約(以下「他の役務契約」という。)が必要とされる場合に  
あつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基  
本料金を合算した額とする。)が次のいずれかで提供されるも  
の

(2)・(3) (略)

ロ (略)

(提供条件の説明)

## 第二十二條の二の二 法第二十六條の総務省令で定める電気通信業務は、

次の各号に掲げるもの(付加的な機能の提供に係る業務(一般消費者の  
利益に及ぼす影響が大きいものを除く。))、主として法人その他の団体

が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。」とする。

一〇十一 (略)

二〇六 (略)

(提供条件の説明)

第二十二條の二の三 法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明(以下この条、次条第六項第二号及び第二十二條の二の七第一項第五号ホにおいて「提供条件概要説明」という。)は、当該電気通信役務の提供に関する契約(以下この条及び次条において「対象契約」という。)の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項(付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。)について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約(以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。)(の一部の変更を内容とする契約(既契約の更新を内容とする契約(以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。)(を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。)(又は更新契約の締結又はその媒介等については、この限りでない。

一 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称(電気通信事業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七條に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役務に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者に委託することとしているときを除く。次号において同じ。)

- 二 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該媒介等業務受託者の氏名又は名称
- 三 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては、苦情及び問合せに應じる時間帯を含む。）
- 四 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）にあつては、当該媒介等業務受託者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに應じる時間帯を含む。）
- 五 提供される電気通信役務の内容（次に掲げる事項を含む。）
  - イ 名称
  - ロ 別表に掲げる区分による種類（以下この条及び第二十二条の二の八第一項第一号において単に「種類」という。）
  - ハ 品質
  - ニ 提供を受けることができる場所
  - ホ 緊急通報に係る制限がある場合には、その内容
  - ヘ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスによる制限がある場合には、その内容
  - ト ホ及びびへに掲げるもののほか、電気通信役務の利用に関する制限がある場合には、その内容

- 六 利用者（法第二十六条第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の十一までにおいて同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が料金について、距離<sup>一</sup>、接続する電気通信事業者<sup>二</sup>、対地<sup>三</sup>とその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。
- 七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて利用者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容
- 八 前二号の料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件
- 九 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法
- 十 次に掲げる事項その他の利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容
- イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容
- ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の定めがあるときは、その内容
- ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費を利用者が負担する必要があるときは、その内容
- 十一 対象契約が法第二十六条の三第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の書面による解除（以下この条から第二十二條の二の九までにおいて「書面解除」という。）を行うことができるものであるときは、書面解除に関する事項
- 十二 対象契約が第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置

契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項

2)

変更契約又は更新契約の締結又はその媒介等を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。

- 一 利用者からの申出により、既契約の提供条件（基本説明事項（種類を除く。）に限る。以下この号において単に「提供条件」という。）の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しくはその媒介等を行うとする場合又は電気通信事業者からの申出により、提供条件の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しくはその媒介等を行うとする場合であつて、電気通信役務に関する料金の値上げその他当該利用者にとつて提供条件が不利となるとき（第四号に掲げる場合を除く。） 基本説明事項のうち変更しようとするもの
- 二 法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務であつて既契約に係る電気通信役務とは異なる種類のものの提供に関する契約を締結することとなる変更契約の締結又はその媒介等を行うとする場合 基本説明事項
- 三 更新契約の締結又はその媒介等を行うとする場合であつて、当該更新契約における更新が次のいずれにも該当するもの（以下この項において「自動更新」という。）であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき 自動更新を行うとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間、当該違約金の額及び利用者からの更新しない旨の申出に関する事項

イ 当該利用者からの更新しない旨の申出がない限り行われる更新であること。

ロ 当該更新後の契約にその変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合には、当該更新後の契約における違約金の定めがあること。

ハ ロの違約金の額が、当該更新後の契約に係る基本料金（電気通信業務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金をいい、付加的な機能の提供に係る業務に係るものを除く。）の額を超えること。

四 既契約の提供条件の変更を伴う更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約に係る更新が自動更新となるとき、前号に定める事項及び基本説明事項のうち変更しようとするものの

3 提供条件概要説明は、説明事項（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいう。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

一 電子メールを送信する方法であつて、利用者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、当該利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者に交付するもの又

- は当該ファイルへの記録がされた説明事項を、当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの
- 四 説明事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法
- 五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法
- 六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を利用者に交付する場合等に限る。）
- 4 前三項の提供条件概要説明は、利用者の知識及び経験並びに当該電気通信役務の提供に関する契約を締結する目的に照らして、当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。
- 5 前二項の規定にかかわらず、第二項第三号又は第四号に掲げる場合における提供条件概要説明は、利用者に対し、説明事項の通知により行わなければならない。
- 6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結又はその媒介等をしようとする場合とする。
- 一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二條の二の十第一号において「法人契約」という。）
- 二 他の電気通信事業者との間に電気通信役務の提供に関する契約が締結されたときは自らが提供する電気通信役務についても契約を締結したこととなる旨の契約約款の規定に基づいて締結する契約



三 公衆電話その他の電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる電気通信役務の提供に関する契約

四 電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して提供する電気通信役務の提供に関する契約であつて、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件（説明事項に限る。）を当該他の電気通信事業者が利用者に説明することとしているもの

五 変更契約又は更新契約であつて第二項の規定により提供条件概要説明をすべきもの以外のもの

（書面の交付）

第二十二条の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）

には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

一 基本説明事項（前条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）

二 対象契約の成立の年月日、利用者の氏名及び住所その他の当該対象契約を特定するに足りる事項

三 基本説明事項に係る電気通信役務に関する料金の支払の時期及び方法又はこれらの見込み

四 基本説明事項に係る電気通信役務の提供の開始の予定時期（当該電気通信役務が法第二十六条第一項第一号に掲げるものであり、かつ、対象契約が書面解除を行うことができるものであるときは、開始日又は開始を予定する日）

五 対象契約を締結した電気通信事業者が、有償で継続して提供される

役務（以下「有償継続役務」という。）であつて付加的な機能の提供に係るものを提供する場合又は当該電気通信事業者が当該対象契約の締結に付随して有償継続役務（商品を継続して供給することを内容とする場合を含む。以下同じ。）の提供に関する契約の締結若しくはその媒介等をした場合は、これらの有償継続役務の内容を明らかにするための事項（次に掲げるものを含む。）

イ 名称

ロ 料金その他の経費

ハ 期間を限定した料金その他の経費の減免があるときは、当該減免の実施期間その他の条件

ニ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

ホ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法が前条第一項第九号に掲げる事項の内容と異なるときは、その旨並びに当該連絡先及び方法

## 六 契約書面の内容を十分に読むべき旨

2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 対象契約以外の契約（以下この項において「他の契約」という。）の締結を条件として、又は付加的な機能の提供に係る役務の提供を条件として、期間を限定して対象契約に係る料金その他の経費（付加的な機能の提供に係る役務に係るものを除く。以下この号において同じ。）の減免がされる場合 減免の実施期間中及び当該減免の実施期間が経過した後の対象契約に係る料金その他の経費の額並びに当該他の契約又は当該役務の対価の額を含む利用者が支払うべき額の算定の

- 方法が図面により示されていること。
- 二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。
- イ 書面解除を行うことができる旨
  - ロ 書面解除を行うことができる期間
  - ハ イ及びロに記載した事項にかかわらず、利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法第二十七条の二第一号の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかった場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が交付した不実告知後書面（法第二十六条の三第一項括弧書きに規定する書面をいう。第二十二條の二の八において同じ。）を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。
  - ニ 書面解除を行う旨の書面の送付先その他の書面解除の標準的な手順に関する事項
  - ホ 法第二十六条の三第二項から第四項までの規定に関する事項
  - ヘ 書面解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法
  - ト 対象契約の締結に付随して締結された他の契約であつて書面解除に伴い解除されないもの（当該対象契約を締結した電気通信事業者が締結又はその媒介等をしたものに限る。第二十二條の二の八第一項第八号において「特定解除契約」という。）がある場合はその旨及びその解除に関する事項
- 三 対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置を講じている場合 次に掲げる事項が

明らかにされていること。

イ 当該確認措置を講じている旨

ロ 当該確認措置の適用に関する条件

ハ 第二十二條の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該確認措置の内容

四 利用者を誘引するための手段として対象契約に係る電気通信役務の提供に付随して電気通信事業者が経済上の利益を提供する場合であつて、当該利益の提供が当該電気通信役務に関する料金その他の経費の減免に相当するとき又は利用者からの申出による当該対象契約の変更若しくは解除の条件等であるとき 当該利益の内容及び当該利益の提供の条件等が明らかにされていること。

- 3 第一項の規定にかかわらず、変更契約又は更新契約が成立した場合において、同項各号に掲げる事項であつて前項各号に定める基準に適合するもの（第五項において「基本記載事項」という。）の変更がされたとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該変更の内容（当該変更契約又は更新契約が書面解除を行うことができるものである場合は、当該変更の内容及び書面解除に関する事項であつて前項第二号に定める基準に適合するもの）並びに当該変更のされた既契約に係る第一項第二号に掲げる事項及び同項第六号に掲げる事項を記載しなければならぬ。
- 一 利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないもの（第二十二條の二の十第二号において「軽微変更」という。）のみがされた場合
- 二 電気通信事業者からの申出により利用者により不利でない変更のみがされた場合

- 三 付加的な機能の提供に係る役務に係る変更のみがされた場合
- 四 前三号のいずれかに掲げる変更のみがされた場合
- 4 契約書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 5 次条第一項第二号又は第三号に掲げる方法により記載事項（基本記載事項又は第三項の規定により記載すべき事項をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提供する場合は、電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号。この項、次項及び第五十四条の二において「令」という。）第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て、当該記載事項を記載した契約書面の交付に代えて、電子計算機に備えられたファイルであつて当該記載事項が記録されたものを閲覧するために必要な情報及びそれに関する説明（以下この条において「閲覧情報」という。）を記載した契約書面を交付すれば足りる。
- 6 法第二十六条の二第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 一 前条第六項第一号から第三号までに掲げる対象契約が成立した場合
  - 二 書面解除を行うことができない対象契約が成立した場合であつて、その提供条件概要説明に際し、又はその提供条件概要説明の後当該対象契約の成立の時までに、記載事項又は閲覧情報（以下この条及び次条において「記載事項等」という。）を前各項に定めるところにより記載した書面を交付したとき又は令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て、当該記載事項等を次条に規定する方法により提供したとき。
  - 三 二以上の電気通信事業者が利用者に対し契約書面を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の電気通信事業者が当該二以上の

電気通信事業者に係る記載事項等を前各項に定めるところにより記載した書面を交付し、若しくは令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て当該記載事項等を次条に規定する方法により提供した場合又は当該一の電気通信事業者が前号の定めるところにより当該記載事項等を記載した書面を交付し、若しくは当該記載事項等を提供した場合

#### 四 第三項各号に掲げる場合

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十二条の二の五 法第二十六条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、利用者が当該電子メールの記載事項に係る記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、及び記載事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該利用者に通知し、又は当該利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認する方法であつて、当該利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、及び記載事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該利用者に通知し、又は当該利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認する方法であつて、契約をした後、遅滞なく、記載事項を記載した書面を当該利用者に交付するもの又は当該フ

イルへの記録がされた記載事項を、当該利用者に係る電気通信役務の提供に関する契約が解除され、若しくは満了した日までの間及びその日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて、当該利用者がこれを閲覧できるようにするもの。ただし、記載事項を記載した書面を当該利用者に交付した場合にあつては、当該ファイルへの記録がされた記載事項を消去することができる。

四 記載事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

2 前項の規定にかかわらず、法第二十六条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、電気通信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法とする。

3 第一項各号に掲げる方法により記載事項等を提供する場合は、利用者に記載事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させることその他の当該記載事項等の提供が記載事項を記載した書面の交付に代えて行われるものであることを利用者が確実に了知する方法により提供しなければならない。

第二十二條の二の六 法第二十六条の二第三項の総務省令で定める方法は、前条第一項第四号に掲げる方法とする。

(書面による解除の例外)

第二十二條の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第二十二條の二の四第三項各号に掲げる場合

- 二 第二十二條の二の四第六項第一号に掲げる場合
- 三 利用者からの申出により当該利用者に不利でない変更のみがされた場合
- 四 変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二條の二の三第一項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき又は同項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項に第二十二條の二の四第三項第一号から第三号までの変更のいずれかのみがされた場合
- 五 法第二十六條第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況（以下この号において「利用場所状況」という。）及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況（以下この号において「遵守状況」という。）を確認できる措置（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号において「確認措置」という。）を電気通信事業者が講じているものであるとして、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定（以下この条において「認定」という。）したものの提供に関する契約（以下この号において「確認措置契約」という。）を締結した場合
- イ 当該電気通信役務の提供が開始された日を起算日とする八日以上
- の期間において当該利用者が利用場所状況及び遵守状況の確認をすることができること。
- ロ 当該利用場所状況について十分でないことが判明したときは、関連契約（確認措置契約及び当該電気通信事業者が当該確認措置契約の締結に付随して有償継続役務の提供に関する契約を締結又はその媒介等をした場合における当該契約その他の当該電気通信役務の提供



供に付随して締結された契約であつて総務大臣が別に告示するものをいう。以下この号において同じ。）を解除できること。

ハ 総務大臣が別に告示するところにより当該電気通信事業者があらかじめ定めた基準に当該遵守状況が適合しないときは、当該利用者が関連契約を解除できること。

ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

(1) 当該関連契約により提供された役務の対価に相当する額（当該役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。以下この号において同じ。）及び当該関連契約の締結のために通常要する費用に係るものを除く。）

(2) 当該関連契約により販売され又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにあつては、当該物品の販売価格に相当する額

ホ 提供条件概要説明により、当該確認措置を講じている旨及び当該確認措置の適用に関する条件その他必要な事項が説明されること。

2 前項第五号の電気通信事業者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする電気通信役務の名称及び内容

二 確認措置に関する内容

三 その他その電気通信役務の認定の申請に関し特に必要な事項

- 3 認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者がその氏名若しくは名称又は前項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 総務大臣は、認定を受けた電気通信役務に係る確認措置が第一項第五号イからホまでに掲げる要件を満たさなくなつたと認められるとき、認定を受けた電気通信事業者が前項の規定に違反したときその他当該電気通信役務の利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあると認めるときは、認定を取り消すことができる。
- 5 総務大臣は、認定をしたときは、その認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称並びに当該電気通信役務の名称及び内容を、第三項の規定による届出（第二項第二号に係るものを除く。）があつたとき又は前項の規定により認定を取り消したときはその旨を、それぞれ告示するものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、第二項の申請書の様式その他認定に關し必要な事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。  
(不実告知後の書面の交付)  
第二十二條の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項（変更契約又は更新契約の場合にあつては、第五号から第十号まで、第十二号、第二十二條の二の四第三項に規定する変更の内容及び既契約に係る電気通信役務の提供に關する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足る事項）を記載しなければならない。
  - 一 提供される電気通信役務の名称及び種類
  - 二 利用者に適用される電気通信役務に關する料金
  - 三 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて利用者が負担する

ものがあるときは、その内容

四 第二十二條の二の四第一項第五号イ及びロに掲げる事項

五 不実告知後書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間は、書面解除を行うことができる旨

六 法第二十六條の三第二項から第四項までの規定に関する事項

七 書面解除があつた場合に利用者が支払うべき金額の算定の方法

八 特定解除契約がある場合は、その旨及びその解除に関する事項

九 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び書面解除を行う旨の書面の送付先その他の書面解除の標準的な手順に関する事項

十 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）

十一 電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項

十二 不実告知後書面の内容を十分に読むべき旨

2 不実告知後書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 第一項第五号及び第六号に掲げる事項は、赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 電気通信事業者は、不実告知後書面を利用者に交付した際には、直ちに当該利用者が当該不実告知後書面を見ていることを確認した上で、第一項第五号及び第六号に掲げる事項について当該利用者に告げなければならない。

（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）

第二十二條の二の九 法第二十六條の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に関する契約の締結に付随して締結された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（次号及び第三号に規定する費用に係るものを除く。）

二 電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。次号において同じ。）の額として総務大臣が別に告示する額（当該工事が行われた場合に限る。）

三 前号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の締結のために通常要する費用として総務大臣が別に告示する額

（勧誘継続行為の禁止の例外）

第二十二條の二の十 法第二十七條の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 法人契約の締結の勧誘
- 二 軽微変更に係る勧誘

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十二條の二の十一 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務（以下「媒介等業務」という。）を媒介等業務受託者に委託する場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

一 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者

- に当該媒介等業務が委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）されるための措置
- 二 媒介等業務の実施の状況を監督する責任者（当該媒介等業務を委託した電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合にあつては、その役員又は職員に限る。）の選任
- 三 媒介等業務の手順等に関する文書であつて、利用者を誘引するための経済上の利益の内容等を明らかにすることその他の適切な誘引の手段に関する事項及び媒介等業務に関する法令等（法、次に掲げる法律その他の法令及びこれに基づくものをいう。）の遵守に関する事項その他媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための事項を記載したものの作成並びに媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者に対し、当該法令等を遵守させるための研修の実施等の措置
- イ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）
- ロ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
- 四 媒介等業務受託者における媒介等業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、当該媒介等業務受託者が当該媒介等業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、媒介等業務受託者に対する必要かつ適切な監督等が行われるための措置
- 五 媒介等業務に係る利用者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

六 媒介等業務受託者が媒介等業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該媒介等業務受託者による当該媒介等業務の中止、他の適切な媒介等業務受託者への当該媒介等業務の速やかな委託その他当該媒介等業務の委託に関する契約（二以上の段階にわたる委託がされた場合には、電気通信事業者及び他の媒介等業務受託者が当該委託のため締結したものを含む。）が変更され、又は当該契約が解除される等、媒介等業務が適正かつ確実に遂行されることを確保するための措置

七 前各号の措置及び次項の規定による報告の適正かつ確実な実施のため電気通信事業者が媒介等業務の委託状況を把握するための措置

2| 電気通信事業者は、前項第六号に規定する事態が生じた場合であつて利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

別表 電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第五号口関係）

- 一 電話（アナログ電話用設備を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービス
- 二 携帯電話及びPHS
- 三 携帯電話・PHSアクセスサービス
- 四 DSLアクセスサービス
- 五 FTTHアクセスサービス
- 六 CATVアクセスサービス

- 七 BWAアクセスサービス
- 八 公衆無線LANサービス
- 九 FWAアクセスサービス
- 十 IP電話サービス
- 十一 仮想移動電気通信サービス
- 十二 インターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務に限る。）
- 十三 前号に掲げるもの以外のインターネット接続サービス
- 十四 前各号に掲げる電気通信役務以外の法第二十六条第一項各号に掲げるもの

附則

- 1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。ただし、附則第二項から第四項までの規定は、公布日から施行する。
- 2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十二條の二の七第一項第五号に規定する認定を受けようとする電気通信事業者は、施行日前においても、同條の規定の例により、当該認定の申請をすることができる。
- 3 総務大臣は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、新施行規則第二十二條の二の七の規定の例により、同項の認定をすることができる。
- 4 前項の規定による認定に係る変更の届出及び当該認定の取消しについては、新施行規則第二十二條の二の七の規定の例による。
- 5 前三項の規定による申請、届出及び認定は、施行日において新施行規則第二十二條の二の七第一項第五号又は同條第三項若しくは第四項の規定によりされたものとみなす。
- 6 この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法（附則第八項において「新法」

という。)第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務(以下この項から附則第九項までにおいて「対象電気通信役務」という。)であつて、次に掲げるもの以外のものについては、新施行規則第二十二條の二の三第二項第三号及び第四号並びに同条第五項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間、適用しない。この場合において、同条第二項第一号中「不利となるとき(第四号に掲げる場合を除く。)」とあるのは、「不利となるとき」とする。

一 携帯電話

二 携帯電話に係る基地局を設置する電気通信事業者が提供する新施行規則別表第十一号の区分に該当する電気通信役務

三 携帯電話の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供される新施行規則別表第十二号の区分に該当する電気通信役務であつて前号の電気通信事業者が提供するもの

四 前三号に掲げる電気通信役務以外の対象電気通信役務であつて、その提供に関する契約(新施行規則第二十二條の二の三第二項第三号に規定する自動更新をその内容とするものに限る。)の締結又はその媒介等がされようとするときに新施行規則第二十二條の二の三第二項第三号及び第四号並びに第五項に定める提供条件概要説明がされているもの

7 この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している対象電気通信役務であつて、新施行規則別表に掲げる種類の区分ごとの平成二十七年九月末における当該対象電気通信役務の利用者(法第二十六條の二第一項に規定する利用者をいう。次項及び第九項において同じ。)の数が百万未満である場合における当該区分に該当するものについては、新施行規則第二十二條の二の四第四項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間、適用しない。

8 この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している新法第二十六條第一項第三号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を当該電気通信事業者と締結した場合(利用者からの個別の契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合その他の利用者の利益の保護に支障が生じない場合に限る。)における新施行規則第二十二條の二の四第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「八ポイント」とあるのは「七ポイント」とする。

9 利用者からの電話による申出によりこの省令の施行の際現に締結されている対象電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更又は当該契約の更新をする場合においては、新施行規則第二十二條の二の五第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十六條の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、電気通信事業者</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十六條の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出(以下この項において「承諾等」とい</p>
--	---



の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法とする。

う。）をする場合にあっては、電気通信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電話による方法であつて次に掲げる要件を満たす方法とする。

一 当該承諾等に係る電気通信役務の提供に関する契約の締結に係る利用者からの電話による申出の都度、前項及び次項に規定する方法により記載事項等を提供することについて、あらかじめ、当該利用者に説明し、了解を得ること。

二 前号の了解を得た場合において、書面（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を含む。）、電子メール又は電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法により当該了解があつた旨を通知すること。

三 利用者が第一号の了解を取り消したときは、遅滞なく、記載事項等を記載した書面を交付すること。

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条第二項の規定に基づき、同条第一項各号の電気通信役務を次のとおり指定する。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

1 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第二十六条第一項第一号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるもの（その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。）とする。

- 一 携帯電話及び携帯電話端末インターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。第三項第四号において同じ。）の役務（当該役務又は第三号に掲げる役務に係る基地局を設置しない電気通信事業者（次号及び第三項第八号において「非設置事業者」という。）が提供する仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十七号に掲げる仮想移動電気通信サービスをいう。以下同じ。）を除く。）
- 二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービス（インターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。以下同じ。）の役務（非設置事業者が提供する仮想

移動電気通信サービスを除く。）

三 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの通信を媒介する役務であつて、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いて提供されるもの

四 前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務

2 法第二十六条第一項第二号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。

一 その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）

二 有線テレビジョン放送施設（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送のうち、同条第十八号に規定するテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（前号に掲げる役務であるものを除く。）

三 第一号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる同号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務

- 四 次項第二号に掲げる役務（以下この号において「DSL役務」という。）の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、その利用者がその契約を解除し他の電気通信事業者とその提供に関する契約の締結をする場合において当該DSL役務の提供に関する契約を解除しないことができるもの
- 3 法第二十六条第一項第三号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。
  - 一 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務
  - 二 アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務
  - 三 PHS及びPHS端末インターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載したPHS端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務
  - 四 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（携帯電話及び携帯電話端末インターネット接続サービスの役務並びに前項第二号及び第三号並びに前号に掲げる役務であるものを除く。）

五 その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であって、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

六 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務

七 第一項に掲げる役務であってその提供に先立って対価の全部を受領するもの

八 前号に掲げるもののほか、非設置事業者が提供する仮想移動電気通信サービスの役務（第一項第一号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）

九 第一項第一号、第二号及び第四号、前項第三号及び第四号並びに第三項第三号、第七号及び前号に掲げる役務以外のインターネット接続サービスの役務

#### 附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。